

6 月 20 日夕刻、技術的助言が公表されました。下記 URL をご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.html

(技術的助言は告示を補完し、黄色本の記述の上位にあるとの位置付けです。
根拠としては、地方自治法なので、各行政の主務部長宛とされています)

住宅局長通知による技術的助言

: 今回の施行に関する重要部分を述べた全般的助言。

比較的平易に記述。第 4 で安全証明の件を述べています。

第 6 (1) の手続関係、(2) 指定道路 (2 項道路) に関するものなどが要注意。

2 項道路の件は、測量業界に数百億規模の需要を創出し、かつ、

地方行政に相当インパクトを与えている模様です。

課長通知による技術的助言 (確認審査、手続関連の助言)

: 第 1 の (2) に、くいの偏心が確認申請時にあらかじめ検討して明示してあれば、

変更内容も含めて確認済証を出せる、即ち、その範囲にあれば計画変更とは

しないと明言。認定材料を同等の別認定材料に置き換える場合も

計画変更とはしないとの記述がある・・・など

課長通知による助言 (技術基準関連の助言)

: 3 . 2 (5) で、フレームに最低 2 5 % の地震力を負担させる規定は、

荷重増分法によれば無視できる (イの規定に関する の解説) など、J S C A が

主張し、告示で取り入れられなかった事項がある程度復活しています。

その他、講習会で周知活動が行われた内容のうち、一部が技術的助言として

発信されています。

技術基準解説書 (黄色本) は、20 日に関係団体に意見照会のため

配るという話であったが、未だ配布無。今日中には配られると予想。

ただし、意見照会版は、上記の技術的助言の内容を反映していないものと

なりそうです。

意見照会版発信が遅れているので、7 月 2 日に予定されていたホームページ

上での一般公開は多少遅れ、その週末ないしは翌週始めになりそうです。

この時点では、技術的助言との整合性も図られた内容になるものと考えられ

ます。

以上